

清瀬市コミュニティバス 新運賃(案)

地域公共交通会議資料 (No.1)

平成 30 年 7 月 25 日

1. 改定理由

国土交通省のコミュニティバス導入のガイドラインに則り、市内の路線バスの初乗り運賃との整合性を図り、また、毎年増加する運行経費を受益者負担の観点から利用者より適正に徴収し、健全な運営を図る。

2. 改定予定時期

平成 31 年 10 月 1 日より。同時に IC カードも利用開始とする。

3. 改定後金額

清瀬市内を走行する路線バスの初乗り運賃と同等とする。

- ・大人 現金 180 円 IC 178 円
- ・子供 現金 90 円 IC 89 円(現行より値下げ)

※障害者手帳をお持ちの中学生以上の方は、手帳の提示で下記の金額とする。

- ・現金 90 円、IC89 円(現行より値下げ)

4. 利用者サービス

- ・「バス特」を実施する。
- ・回数券は 90 円*12 枚綴りを 1,000 円で販売する。発行済みの回数券は差額を現金でお支払いいただく。

5. 改定までの流れ

地域公共交通会議で協議し、会議録を公開するとともに広く市民・利用者の方に周知し、市議会での報告を経て決定した内容を国土交通省に申請し、承認を得る。